

食料供給困難事態対策法案要綱

第一 目的

この法律は、世界における人口の増加、気候の変動、植物に有害な動植物及び家畜の伝染性疾病の発生及びまん延等により、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっていることに鑑み、食料供給困難事態に対応するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の策定、食料供給困難事態対策本部の設置、特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めることにより、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「特定食料」とは、米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であつて、国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は食品の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なものとして政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であつて政令で定めるものを含む。）をいうも

のとする事。

二 「特定資材」とは、特定食料の生産に必要な不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）をいうものとする事。

三 「食料供給困難兆候」とは、干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいうものとする事。

四 「食料供給困難事態」とは、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいうものとする事。

五 「食料供給困難事態対策」とは、第五の二により本部が設置された時から第五の七により当該本部が廃止されるまでの間（以下「本部設置期間」という。）において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、国がこの法律の規定及び第三の基本方針に基づいて実施する措置をいうものとする事。

六 「指定行政機関」とは、内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関等で政令で定めるものをいうものとする。

七 「指定地方行政機関」とは、国の地方行政機関で政令で定めるものをいうものとする。

(第二条関係)

第三 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

政府は、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(第三条関係)

第四 特定食料等の需給状況に関する報告の徴収

一 主務大臣は、特定食料又は特定資材の国内の需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体等に対し、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の状況について報告を求めることができるものとする。

二 一により報告の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならないものとする。

(第四条関係)

第五 食料供給困難事態対策本部

一 食料供給困難兆候の発生に関する報告

農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、特定食料の需給の見通しその他の必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (第五条関係)

二 本部の設置

内閣総理大臣は、一の報告があつた場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。 (第六条関係)

三 本部の組織

食料供給困難事態対策本部長（以下「本部長」という。）は内閣総理大臣を、食料供給困難事態対策副本部長（以下「副本部長」という。）は内閣官房長官及び農林水産大臣を、食料供給困難事態対策本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。 (第七条関係)

四 実施方針

(一) 本部は、基本方針に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

(二) 実施方針においては、供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材（以下「措置対象特定食料等」という。）の期間別の供給目標数量、食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針、食料供給困難事態対策の実施に関する重要事項等を定めるものとする。 （第九条関係）

五 本部長の総合調整等

(一) 本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、指定行政機関が実施する食料供給困難事態対策に関する総合調整を行うことができるものとする。

(二) 本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体等に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

(三) 本部長は、食料供給困難事態において、(一)の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、必要な指示をすることができるものとする事。

(第十一条及び第十三条関係)

六 食料供給困難事態の発生の公示等

(一) 本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告するものとする事。

(二) 本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする事。

(第十二条関係)

七 本部の廃止

本部は、本部長が、食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなつたと認めるときに、廃止されるものとする事。

(第十四条関係)

第六 食料供給困難事態対策

一 出荷又は販売に関する要請等

(一) 主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等の出荷又は販売を調整することが必要であると認めるときは、措置対象特定食料等の出荷又は販売の事業を行う者（以下「出荷販売業者」という。）に対し、措置対象特定食料等の出荷又は販売を調整するよう要請することができるものとする。

(二) 主務大臣は、食料供給困難事態において、(一)による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該要請を受けた出荷販売業者に対し、出荷販売計画の作成及び届出を指示することができるものとする。

(三) 主務大臣は、(二)による指示に従って届出がされた全ての出荷販売計画に沿って措置対象特定食料等の出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした出荷販売業者であって、措置対象特定食料等の出荷又は販売の事情を考慮して措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整をすることができると認められるものに対し、出荷販売計画の変更を指示することができるものとする。

(四) (二)による指示に従って届出をした出荷販売業者は、出荷販売計画に沿って措置対象特定食料等の出荷又は販売を行わなければならないものとする。

(五) 主務大臣は、出荷販売業者が正当な理由がなく(三)による指示に従わなかったとき、又は正当な理由がなく出荷販売計画に沿って措置対象特定食料等の出荷若しくは販売を行っていないと認めるときは、その旨を公表することができるものとする。

(第十五条関係)

二 輸入に関する要請等

(一) 主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等の輸入を促進することが必要であると認めるときは、措置対象特定食料等の輸入の事業を行う者（以下「輸入業者」という。）に対し、措置対象特定食料等の輸入を促進するよう要請することができるものとする。

(二) 一の(二)から(五)までは、(一)による要請に係る輸入業者について準用するものとする。

(第十六条関係)

三 農林水産物の生産に関する要請等

- (一) 主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限る。以下三において同じ。）の生産を促進することが必要であると認めるときは、措置対象特定食料等の生産の事業を行う者（以下「農林水産物生産業者」という。）に対し措置対象特定食料等の生産を促進するよう要請し、又は農林水産物生産業者以外の者であつて措置対象特定食料等の生産をすることができると見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当するもの（以下「農林水産物生産可能業者」という。）に対し措置対象特定食料等の生産に協力するよう要請することができるものとする。
- (二) 一の(二)は、(一)による要請に係る農林水産物生産業者等（農林水産物生産業者及び農林水産物生産可能業者をいう。以下同じ。）について準用するものとする。

- (三) 主務大臣は、(二)により準用する一の(二)による指示に従つて届出がされた全ての生産計画に沿つて措置対象特定食料等の生産が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした農林水産物生産業者等（その生産する農林水産物を通常生産する期間以外の期間に措置対象特定食料等の生産をすることができる者その他の主務省令で定める者に限る。）であ

つて、措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して措置対象特定食料等の生産をすることができるものと認められるものに対し、生産計画の変更を指示することができるものとする。

(四) 主務大臣は、第五の六の(二)の公示があつた場合において、(三)による指示をしてもなお国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が困難であると認めるときは、(二)により準用する一の(二)による指示に従つて届出をした農林水産物生産業者等であつて、措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して措置対象特定食料等の生産をすることができるものと認められるものに対し、生産計画の変更を指示することができるものとする。

(五) 一の(四)及び(五)は、(二)により準用する一の(二)による指示に従つて届出をした農林水産物生産業者等について準用するものとする。

(第十七条関係)

四 加工品等の製造に関する要請等

(一) 主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等(特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のもの)に限る。以下四において同じ。)の製造を促進することが必要であると認めるときは、措置対象特定食料

等の製造の事業を行う者（以下「加工品等製造業者」という。）に対し、措置対象特定食料等の製造を促進するよう要請することができるものとする。

(二) 一の(二)から(五)までは、(一)による要請に係る加工品等製造業者について準用するものとする。

(三) 主務大臣は、(一)による要請をしてもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、加工品等製造業者以外の者であつて、措置対象特定食料等の製造をすることができる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当するものに対し、措置対象特定食料等の製造に協力するよう要請することができるものとする。

(第十八条関係)

五 財政上の措置等

(一) 国は、一の(一)による要請に応じて措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者等に対し、出荷又は販売の調整等が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(二) 国は、一の(三)による指示に従つて変更した出荷販売計画に沿つて措置対象特定食料等の出荷又は販

売の調整を行う出荷販売業者等に対し、出荷又は販売の調整等が経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする事。 (第十九条関係)

六 その他の食料供給困難事態対策

(一) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、本部設置期間において、措置対象特定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定めるところにより、関税率法等の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないものとする事。

(二) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第五の六の(二)の公示があつた場合においては、(一)の措置として、国民生活安定緊急措置法等の規定に基づく割当て又は配給その他適切な措置を講ずることにより、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保され、国民が当該食料を入手できるやう特に配慮しなければならないものとする事。 (第二十条関係)

第七 その他

一 措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者等に対する立入検査等について所要の規定を設ける事。 (第二十一条関係)

二 罰則について所要の規定を設けること。

(第二十三条及び第二十四条関係)

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の検討規定を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第四条まで関係)